

国立大学法人大分大学職域限定職員就業規則

平成27年12月24日制定
平成27年規則第29号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号。以下「法人規則」という。）第15条の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における法人規則第4条第2項第12号に規定する職域限定職員の就業に関し必要な事項を定める。
- 2 この規則に定めるもののほか、職域限定職員の就業に関し必要な事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令及び関係規則、規程等の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則において「職域限定職員」とは、勤務場所、勤務時間、業務内容等を限定して業務を行い、かつ、年俸制の給与が適用される職員とする。
- 2 職域限定職員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 事務系職域限定職員 事務局に所属し、人事管理上、学長が必要と認める業務に従事する職員
 - (2) 医療事務系職域限定職員 医学・病院事務部に所属し、診療報酬請求事務、医師事務作業補助等の業務に従事する職員
 - (3) 看護系職域限定職員 医学部附属病院（以下「本院」という。）看護部に所属する看護師又は助産師の資格を有する職員

(遵守義務)

- 第3条 職域限定職員は、法人の定める規則、規程等を誠実に遵守し、その業務に当たらなければならない。

(採用等)

- 第4条 職域限定職員の採用に係る選考は、面接試験その他の方法及び勤務実績の評価（以下「面接等」という。）により行うものとする。
- 2 職域限定職員として採用する者は、次の各号に掲げる職域限定職員ごとに、当該各号に掲げる者とする。
- (1) 事務系職域限定職員 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「職員就業規則」という。）第2条第1項に規定する事務職員又は技術職員として採用された職員のうち労働契約の期間の定めのある者及び国立大学法人大分大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第6号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第3条に規定するパートタイム職員として採用された事務補佐員又は技術補佐員であって、面接等に合格したもの
 - (2) 医療事務系職域限定職員 国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程（平成22年規程第12号）に規定する職員として採用された者であって、面接等に合格したもの
 - (3) 看護系職域限定職員 非常勤職員就業規則第3条に規定するパートタイム職員として採用された看護師又は助産師であって、面接等に合格したもの

(労働条件の明示)

- 第5条 職域限定職員の採用に当たっては、次の各号に掲げる労働条件を明示しなければならない。
- (1) 給与に関する事項
 - (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項

(配置等)

第6条 職域限定職員の配置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務系職域限定職員は、事務局において、学長が必要と認める勤務場所に配置するものとする。
 - (2) 医療事務系職域限定職員は、医学・病院事務部医事課に配置するものとする。
 - (3) 看護系職域限定職員は、本院看護部における人員配置等を考慮の上、原則として大分大学医学部附属病院看護部細則（平成20年医学部細則第1-9号）第5条第1項の表の左欄に掲げる病棟以外の看護単位に配置するものとする。
- 2 業務上必要であると学長が認めるときには、職域限定職員に対して配置の変更を命ずることがある。
- 3 前二項に規定する配置及びその変更を命じられた職域限定職員は、正当な理由がなければこれを拒むことはできない。

(退職等)

第7条 職域限定職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認されたとき。
- (2) 定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）に達したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 行方不明又は無断欠勤によって暦日により引き続き30日を超えて勤務しないとき。
- (5) その他前各号に掲げる事由に準ずると認めるとき。

(自己都合による退職)

第8条 職域限定職員は、前条第1項第1号により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、学長に退職願を提出しなければならない。

(定年)

第9条 職域限定職員の定年は、満65歳とする。

- 2 定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(退職後の取扱い)

第10条 60歳に達した日以後における最初の年度末以降に退職した者が、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の規定に基づき、非常勤職員就業規則第3条に規定するパートタイム職員としての採用を希望する場合の取扱いは、別に定めるところによる。

(解雇)

第11条 職域限定職員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇することができる。

- (1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さないと認められるとき。
- (2) 精神又は身体の障害については、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められるとき。
- (3) 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適性を欠くとき。
- (4) 法人の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき。

(解雇制限)

第12条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労基法第81条の規定による打切補償を行うときは、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のために休業する期間及びその後30日間
- (2) 職域限定職員が、国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第21号。以下「勤務時間等規程」という。）第27条第1項第6号及び第7号の規定により、特別休暇を取得した期間及びその後就労を開始した日以後30日間

(解雇予告)

第13条 第11条の規定により職域限定職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をし、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払わなければならない。ただし、行政庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

(退職又は解雇後の義務)

第14条 退職し、又は解雇された職域限定職員（以下「退職等職員」という。）は、在職中知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第15条 退職等職員が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

2 退職証明書に記載する事項は、次の各号に掲げるもののうち、退職等職員が請求した事項のみを証明するものとする。

- (1) 労働契約の期間
- (2) 業務の種類
- (3) 事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職又は解雇の理由

(給与)

第16条 職域限定職員の給与は年俸制とし、及び第18条に規定する手当を支給する。

(年俸額の決定)

第17条 職域限定職員の年俸の額の決定については、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

2 年俸の額は、当該職域限定職員の対象業務及び国立大学法人大分大学事務系職員評価実施細則（平成24年細則第13号）第6条第2項又は国立大学法人大分大学看護部職員評価実施細則（平成24年細則第14号）第6条第2項に規定する業績評価等を勘案して、3年ごとに 見直すものとし、その時期は、原則として年度当初に限るものとする。

(諸手当)

第18条 事務系職域限定職員及び医療事務系職域限定職員に支給する手当は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第3条第1項第2号に規定する諸手当のうち、次の各号に掲げる手当とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 住居手当
- (3) 通勤手当
- (4) 超過勤務手当
- (5) 休日勤務手当

- (6) 看護職員等特別手当
- (7) 外部資金獲得手当
- 2 看護系職域限定職員に支給する手当は、給与規程第3条第1項第2号に規定する諸手当のうち、次の各号に掲げる手当とする。
 - (1) 通勤手当
 - (2) 特殊勤務手当（国立大学法人大分大学特殊勤務手当支給細則（平成16年細則第9号）第7条第3項の規定により支給される放射線取扱手当及び第16条の規定により支給される新型コロナウイルス感染症対応手当に限る。）
 - (3) 超過勤務手当
 - (4) 休日勤務手当
 - (5) 看護職員等特別手当
 - (6) 外部資金獲得手当
 - (7) 高度救命救急センター看護業務手当
- 3 前項第3号に規定する超過勤務手当については、次の各号に掲げる場合を除き、常勤職員に準じるものとする。
 - (1) 第21条第2号に規定する所定勤務時間を超えた勤務時間のうち、7時間45分に達するまでのものについては、支給割合を100分の100とする。
 - (2) 前号の支給割合に係る給与期間中の全勤務時間数に1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数を切り上げる。
- 4 第2項第7号に規定する高度救命救急センター看護業務手当については、常勤職員に準じるものとする。ただし、職域限定職員に支給される当該手当の額は、常勤職員に支給される当該手当の額に、35時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(給与の支払)

- 第19条 給与は、毎月1回、当該月の17日（以下「支給日」という。）に、年俸の額の12分の1の額及び当該月の前条第1項又は第2項に規定する手当の額を支給する。
- 2 給与の支給日は、給与規程第4条第1項の規定を準用する。
 - 3 外部資金獲得手当については、給与規程第4条第4項の規定を準用する。

(旅費)

- 第20条 職域限定職員が業務上出張を命じられた場合の旅費については、国立大学法人大分大学旅費規程（平成16年規程第33号）を準用する。

(勤務時間等)

- 第21条 職域限定職員の所定勤務時間は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 事務系職域限定職員及び医療事務系職域限定職員の1週間（土曜日を始まりとし、金曜日を終わりとする。以下同じ。）の所定勤務時間は38時間45分とし、1日の所定勤務時間は7時間45分とする。
 - (2) 看護系職域限定職員の1週間の所定勤務時間は35時間とし、1日の所定勤務時間は7時間とする。
- 2 前項第2号の看護系職域限定職員に係る勤務時間の割振りは、当該看護系職域限定職員が配置された看護単位の看護師長が、1か月ごとに行うものとする。
 - 3 職域限定職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 事務系職域限定職員及び医療事務系職域限定職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、勤務時間等規程第6条第1項の規定を準用する。
 - (2) 看護系職域限定職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、別表第3のとおりとする。
 - 4 業務の都合上必要があると認める場合は、前項に規定する休憩時間を変更することができる。

(所定勤務時間以外の時間における勤務)

第22条 職域限定職員の所定勤務時間以外の時間における勤務については、勤務時間等規程を準用する。

(休日並びに休日勤務及び深夜勤務)

第23条 職域限定職員の休日については、勤務時間等規程第9条第1項の規定を準用する。

2 職域限定職員の勤務時間等規程第16条及び第17条に規定する休日勤務及び深夜勤務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務系職域限定職員及び医療事務系職域限定職員については、職員就業規則の適用を受ける職員に準じて取り扱うものとする。
- (2) 看護系職域限定職員については、休日勤務及び深夜勤務の割振りを要する部署における勤務を命じられない。ただし、業務の都合上特に必要があると認める場合は、休日のうち12月29日から翌年の1月3日までの日において、勤務を命ずることがある。

(休日の振替等)

第24条 職域限定職員の休日の振替については、勤務時間等規程を準用する。

(年次有給休暇の単位)

第25条 職域限定職員の年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、当該事業場の職員の過半数を代表する者と「時間単位年休に関する協定」を締結した場合は、1年(毎年1月1日を起算日とする。)につき5日の範囲内で1時間を単位とすることができるものとする。

2 前項の半日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務系職域限定職員及び医療事務系職域限定職員については、原則として、午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時15分及び4時間とする。
- (2) 看護系職域限定職員については、別表第3の各区分における始業時刻から休憩時間の開始時刻まで又は休憩時間の終了時刻から終業時刻までとする。

(退職手当)

第26条 職域限定職員には退職手当は支給しない。

(職員就業規則等の規定の準用)

第27条 職員就業規則第15条から第18条まで、第30条から第40条まで、第43条、第48条から第53条まで、第55条から第59条まで、第61条から第74条まで、第76条から第80条まで及び第82条並びに勤務時間等規程第20条及び第27条の規定は、職域限定職員について準用する。

(雑則)

第28条 この規則に定めるもののほか、職域限定職員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日以前に非常勤職員就業規則第3条に規定するフルタイム職員又はパートタイム職員として採用された看護師等であって、当該採用後6年目に面接等を受験し、合格した者についても、勤務限定職員として採用するものとする。
- 3 事務系勤務限定職員に係る住居手当については、給与規程の一部を改正する規程(令和2年規程第24号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。

附 則(平成29年規則第7号)

この規則は、学長が別に定める日から施行する。

附 則(平成30年規則第14号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第5号）

この規則は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（平成31年規則第12号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第1号）

この規則は、令和2年2月25日から施行する。

附 則（令和2年規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年2月25日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人大分大学勤務限定職員就業規則（以下「新規則」という。）第18条第2項第2号の規定は、平成30年2月25日から適用する。

（差額の支給）

- 2 令和2年2月25日に在職する勤務限定職員で、新規則の適用により改正前の国立大学法人大分大学勤務限定職員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同年3月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和2年規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

- 2 施行日の前日に教育職員、事務職員、技術職員、教務職員、技能職員及び労務職員として住居手当を受給していた者であって、施行日以降に新たに事務系勤務限定職員となったものについては、令和3年3月31日までの間、平成27年規則第29号附則第3項の規定を準用する。

附 則（令和2年規則第16号）

この規則は、令和2年12月21日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人大分大学勤務限定職員就業規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和4年規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第19号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第24号）

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第3号）

この規則は、令和5年2月28日から施行する。

附 則（令和5年規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（定年の段階的引上げに係る経過措置）

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第9条第1項の規定の適用については、同項中「65歳」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる年齢とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日	64歳

附 則（令和5年規則第9号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第17条関係）

事務系職域限定職員及び医療事務系職域限定職員の年俸額

号給	年 俸 額			
	(-1)	標準	(+1)	(+2)
1	2,232,000円	2,412,000円	2,592,000円	2,772,000円
2	2,316,000円	2,496,000円	2,676,000円	2,856,000円
3	2,400,000円	2,580,000円	2,760,000円	2,940,000円
4	2,484,000円	2,664,000円	2,844,000円	3,024,000円
5	2,568,000円	2,748,000円	2,928,000円	3,108,000円
6	2,652,000円	2,832,000円	3,012,000円	3,204,000円
7	2,736,000円	2,916,000円	3,108,000円	3,300,000円
8	2,820,000円	3,012,000円	3,204,000円	3,396,000円
9	2,916,000円	3,108,000円	3,300,000円	3,492,000円
10	3,012,000円	3,204,000円	3,396,000円	3,588,000円
11	3,108,000円	3,300,000円	3,492,000円	3,684,000円

別表第2（第17条関係）

看護系職域限定職員の年俸額

看護師又は助産師としての経験年数	号給	年俸額
2年6月未満	1	2,868,000円
2年6月以上5年未満	2	2,946,000円
5年以上7年6月未満	3	3,024,000円
7年6月以上10年未満	4	3,102,000円
10年以上12年6月未満	5	3,180,000円
12年6月以上15年未満	6	3,258,000円
15年以上17年6月未満	7	3,336,000円
17年6月以上20年未満	8	3,414,000円
20年以上22年6月未満	9	3,492,000円
22年6月以上25年未満	10	3,570,000円
25年以上27年6月未満	11	3,648,000円
27年6月以上30年未満	12	3,726,000円
30年以上	13	3,804,000円

別表第3（第21条，第25条関係）

勤務の区分	勤務時間		休憩時間
	始業時刻	終業時刻	
早出勤務1	午前8:00	午後4:00	午前11:30～午前12:30
早出勤務2	午前8:30	午後4:30	午前12:00～午後1:00
遅出勤務1	午前9:00	午後5:00	午後12:30～午後1:30
遅出勤務2	午前9:30	午後5:30	午後1:00～午後2:00